

三田地域振興株式会社の管理運営等

調査特別委員会(百条調査委員会)

事実の解明に向け、取り組んでいます

昨年の12月定例会において三田市の第三セクター三田地域振興(株)について、各議員より多くの疑問点が指摘されました。

これを受け、本議会では、12月14日に法令に基づかない任意の「三田地域振興(株)の管理運営等に関する調査委員会」を設置し、調査にあたりました。また2月21日の3月定例会(第1日)では地方自治法第百条に基づき「三田地域振興株式会社」の管理運営等調査特別委員会」を設置し、この問題の事実解明に向けて積極的に調査を行っています。

任意の調査委員会 の調査結果

12月16日から1月27日まで
の間、任意の調査委員会
で調査を行った結果は次の
とおりです。

委託者・三田市と受託
者・三田地域振興(株)と締結
した契約の金額は、平成14

年度より平成17年度まで総
額約2億500万円にのぼり
ます。この契約内容について
は三田地域振興(株)から別の
コンサルト会社に委託され
ていました。

このコンサルト会社と
三田地域振興(株)の社員が顧
問契約を締結し、同社員が
金銭を受け取っていたこと

中で、コンサルト会社代表
より市幹部職員が直接30
0万円の現金を受け取り、
市職員を介して特定の権利
者に現金が渡されるという
不透明な権利者支援が行わ
れたことが判明しました。し
かも、仕様書や既に三田地
域振興(株)から市に対して提
出されている成果品にはこの
件は触れられていません。

百条委員会の設置

このように調査委員会は、
三つの問題に対して調査を
行なうてきました。また、市
長にも議員総会に出席を求
め、事情を聞くなどしてき
ました。しかし、疑問は解明
されませんでした。そこで、
議員からは、より議会が能
動的に調査を行なうために
地方自治法に基づく特別委
員会を設置する声があがり
ました。さらに調査を行な
う根拠として地方自治法第
100条に基づく調査権

市当局の調査結果

たは地方自治法第98条に基
づく検査権を行使するべき
との意見が出ました。これ
を受け3月定例会第1日
で、両案を採決した結果、地方
自治法第100条に基づく
調査権を付与した特別委員
会を設置することが賛成多
数で可決されました。

今後の進め方

百条調査の目的は、疑惑
を解明する中で問題点を明
らかにし、三田市の行政の
あり方を正常化しようとする
ものです。調査がまとまり
ましたら、報告いたします。

百条委員会の証人喚問

議会の任意の調査委員会



市議会
ひとくちメモ

議会の調査権、検査権・監査請求権とは

○調査権 地方自治法第100条に基づき、議
会が地方公共団体の事務に関する調査を行な
うことができる権限です。これにより関係人の
出頭や証言、記録の提出を請求することができます。
また、関係人が正当な理由がないのに議
会に出頭しなかったり、うその証言をしたと
きは罰せられます。
また、地方自治法第100条第11項において、

100条委員会の調査に要する経費の額は、年
度ごとに定めることになっています。
○検査権・監査請求権 地方自治法第98条に
基づき、議会が市の事務に関する書類を検閲
して、事務や出納を検査できる権限です。監査
請求権とは同条に基づいて議会が市の監査委
員に対して市の事務の監査を求め、報告を請
求できる権限です。

協議経過

日程	会議名等	協議内容・決定事項等
12月12日	12月定例会(第2日)	代表質問で3名の議員が三田地域振興(株)問題について質問。同社の社員が下請会社と雇用契約を結んでいることが発覚
12月13日	12月定例会(第3日)	個人質問で3名の議員が三田地域振興(株)の問題について質問
12月14日	会派代表者会	「三田地域振興(株)の管理運営等に関する調査委員会」設置
12月16日	第1回調査委員会	正副委員長の選出(委員長・大月勝議員、副委員長・中田初美議員)、今後の調査方針について協議
12月27日	第2回調査委員会	調査内容の協議
1月6日	第3回調査委員会	調査内容の協議
1月11日	第4回調査委員会	調査内容の協議
1月26日	第5回調査委員会	調査内容の協議
1月27日	第6回調査委員会	調査内容の協議
2月3日	臨時議員総会	調査委員会の調査内容を全議員に説明。地権者支援として正規の支出ではない現金300万円が特定の地権者に市職員が渡していたことを報告する。
2月13日	臨時議員総会	市当局の調査検討委員会の調査状況の説明を受ける
2月13日	会派代表者会	地権者支援金にかかる市当局の詳細な説明を再度、聞くことに決定し、市長に申し入れる。
2月15日	臨時議員総会	地権者支援金の問題について、市長より説明を受ける
2月15日	会派代表者会	100条調査権行使、98条検査権行使の2案が議員から提案される。
2月15日	臨時議員総会	会派代表者会を受けて、各議員の意見集約今後、100条調査権行使も含めどのような方策があるか検討していくことを議長に一任
2月17日	会派代表者会	100条調査権を行使して調査を実施することとなり、決議(案)を示す
2月20日	議会運営委員会	市長より再度説明をしたいとの申し出について協議
2月20日	会派代表者会	2月17日の会派代表者会の決定事項を一旦白紙に戻し、新しい枠組みで検討
2月20日	議会運営委員会	100条調査権の対案として98条検査権が提案される100条調査権と98条検査権の2案を上程し採決することに決定
2月20日	臨時議員総会	再度市長より説明を受ける
2月20日	議会運営委員会	100条調査権と98条検査権を議員提出議案として提出それぞれの提案者を確認
2月21日	本会議(第1日)	100条調査権の決議案を可決、特別委員会設置
2月21日	第1回百条委員会	正副委員長の選出(委員長・大月勝議員、副委員長・中田初美議員)
2月28日	第2回百条委員会	今後の方針協議
3月3日	3月定例会(第2日)	代表質問で5名の議員から三田地域振興(株)の問題について質問
3月6日	3月定例会(第3日)	個人質問で1名の議員から三田地域振興(株)の問題について質問
3月7日	臨時議員総会	市当局の調査検討委員会からの調査報告に関する当局説明。別の地権者に地権者支援として180万円、三田地域振興(株)の下請け業者に仕様書にない業務300万円、税金対策200万円が支出されていることが判明。
3月23日	第3回百条委員会	3月28日に証人喚問を行うことに決定し、出頭請求する。
3月28日	第4回百条委員会	三田市職員3名を証人喚問し、事情を聞く。
3月29日	百条委員会研修会	全国市議会議長会から講師を招き、百条調査権について研修会を開催

三田地域振興株式会社の管理運営等の調査に関する決議

1.調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1)三田地域振興株式会社が平成13年4月設立以降において、三田市の出資金によって行なった事業等に関する事項について
- (2)三田市と三田地域振興株式会社の間で交わされた委託契約に関する事項について

2.特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により8名以内の委員からなる三田地域振興株式会社の管理運営等調査特別委員会を設置して、これに付託して行なう。

3.調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行なうため、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

4.調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査を行なうことができる。

5.調査経費

本調査に要する経費は、平成17年度においては100万円以内とする。

以上、決議する。

平成18年2月21日 兵庫県三田市議会